

作業所長 殿

三鷹労働基準監督署長

建設現場における労働災害防止対策の徹底について

平素より、労働災害防止対策の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

都内の建設業における昨年の死亡災害は一昨年の28人に対し2人減少いたしました。26人とほぼ横ばいの状況となり、今年に入って1人の方が建設現場において亡くなっております。

三鷹労働基準監督署管内の昨年の死亡災害は全産業で4人、うち3人は建設業従事者であり、一昨年の建設業の死亡災害1人に対し急増している状況となっております。

全業種の死亡災害が減少する中で、当署管内の建設業における死亡災害の増加は、看過できない状況となっております。

第14次労働災害防止計画においては、13次防期間中の死亡者数を事故の型別でみると「墜落・転落」が最も多く全体の約4割を占め、その多くが建設業であったことから、建設業を引き続き重点業種として設定し、死亡災害撲滅に向けた墜落転落防止対策を中心とした様々な取り組みを推進しているところであり、墜落・転落防止のための設備の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底のほか墜落・転落防止に関するリスクアセスメントについて取り組むこととしております。

建設業における労働災害防止対策は、継続的かつ自主的な安全衛生活動の推進の上に成り立ち、これを怠ると建設現場においてはリスク量が大きいため重大な災害を招きかねません。建設現場における労働災害防止は、元方事業者の統括管理の徹底が扇の要であり、それには作業所長の安全衛生に対する意識が強く影響します。

上記の趣旨を踏まえ、裏面の「建設現場における統括安全衛生管理の基本事項」を参考に現場における安全衛生管理の確認を的確に行っていただくとともに、店社においても必要な指導・援助を実施し、現場の安全衛生水準の向上を図るようお願いいたします。

また、貴工事現場における作業所長としての安全衛生方針を表明し、災害防止重点目標、目標を達成するための具体的な実施事項を定め、別紙の「作業所長の安全衛生方針」等を記載し、現場内の見やすい箇所に掲示することにより、関係請負人などを含め災害防止の徹底について周知啓発を図るようお願いいたします。

なお、リスクアセスメントの実施にあたっては、同封のリーフレット「建設工事現場での労働災害を防止するために」の「リスク低減措置の優先順位」に基づき実施をお願いいたします。

(連絡先) 三鷹労働基準監督署 安全衛生課
〒180-8518 武蔵野市御殿山1-1-3 クリスタルパークビル3階 TEL 0422-67-1502

発生年月	事故の型	災害発生状況
令和4年2月	はさまれ、巻き込まれ	セメント運搬車上で積み込み作業中、墜落防止措置として安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に装着したまま車両に乗り込み発車して内臓損傷。
令和4年6月	墜落、転落	高さ約3メートルの住宅の屋根に上り、ケーブルテレビ用の引込み線を束ねる作業を行っていたところ、地上に墜落したものの。
令和4年6月	高温、低温の物との接触	猛暑日に事業場内のセメント置場の片付け作業をしていたところ、前のめりに倒れ、病院に搬送されたが熱中症により死亡したものの。

建設現場における統括安全衛生管理の基本的事項

- 1 計画段階におけるリスクアセスメントの実施及びリスク低減対策を反映した安全な作業計画の策定し、これに基づく作業の確実な実施
- 2 建設現場における統括安全衛生管理の実施
 - (1) すべての関係請負人が参加する災害防止協議会の設置及び運営
 - (2) 関係請負人との作業間の連絡及び調整
 - (3) 作業場所巡視による不安全状態や不安全行動の是正とその指導
 - (4) 関係請負人が行う労働者の安全衛生教育に対する指導及び援助
 - (5) 工程に関する計画並びに主要な機械、設備及び仮設建設物の配置に関する計画の作成と関係請負人への指導及び指示
- 3 関係請負人及びその労働者が労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導及び指示
- 4 関係請負人の労働者に使用させる設備等の安全対策の実施
- 5 建設現場における安全衛生管理計画の作成及び実施
- 6 施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動（毎日・毎週・毎月）の実施
- 7 墜落災害防止対策の徹底（高所作業を必要としない工法や作業方法の採用、手すり先行工法の導入、作業床・手すり等の設置と点検の実施及び墜落制止用器具（フルハーネス型）の原則使用
- 8 物体の落下防止対策の実施（幅木、メッシュシート、紡網等の設置）
- 9 明かり掘削時における地山の崩壊防止対策の実施
- 10 資格を必要とする業務の把握及び有資格者の確認
- 11 移動式クレーン、くい打機等の建設機械使用時（立入禁止措置、誘導員配置）における安全対策の実施
- 12 発砲プラスチック系断熱材使用場所における火気管理等、火災防止対策の実施
- 13 リース機械等の使用時における労働災害を防止するためオペレーターとの安全作業打ち合わせ及び作業指示の実施
- 14 危険の見える化に配慮した労働災害防止に関する標識・掲示等の積極的な実施

現場事務所や朝礼会場等に掲示してください。



会社名

作業所(工事)名

策定日 年 月 日
揭示日 年 月 日

作業所長の安全衛生方針

災害防止重点目標

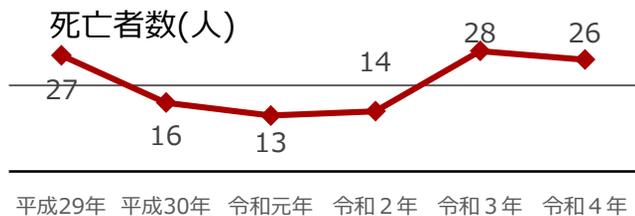
目標を達成するための 具体的な実施事項

現場事務所や朝礼会場等に掲示してください。

作業所長



(直筆で署名しましょう)



休業4日以上死傷災害の事故型別

事故の型	件数 (割合)
墜落、転落	335 (25%)
はさまれ、巻き込まれ	137 (10%)
転倒	130 (10%)
切れ、こすれ	85 (6%)
動作の反動、無理な動作	85 (6%)
その他(新型コロナ等)	261 (20%)
上記以外	308 (23%)

各種取組・関係資料等 建設業における労働災害防止に向けた主要な取組等をまとめました。内容は、各ウェブサイト内をご覧ください。

第14次東京労働局労働災害防止計画

“Safe Work TOKYO”の下、“トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」”をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとします。

計画期間

○計画期間：2023年を初年度とし2027年までの5カ年間

目標(東京局)

- 死亡災害：2022年と比較して5%以上の減少
- 死傷災害：2022年と比較して5%以上の減少

○アウトカム指標(期待される結果)

・建設業における死亡者の数2022年と比較して15%以上の減少

○アウトプット指標(事業場が実施する事項)

・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

○業種別の労働災害防止対策(建設業対策)

- ・墜落、転落災害の防止
- ・熱中症、騒音障害の防止



東京労働局 14次防

検索

建設業における総合的労働災害防止対策

元方事業者、関係請負人及び発注者等、実施主体者別に行う実施事項を定める他、リスクアセスメントの実施等、自主的な安全衛生管理活動の推進を図るものです。



建設業 総合的労働災害防止対策 検索

はしご・脚立からの墜落・転落防止について

はしごや脚立を使用する際の安全上のポイントをもとめたリーフレットを紹介しています。



はしご脚立 安全使用 検索

墜落制止用器具の適切な使用

平成31年2月に施行された墜落制止用器具に係る改正内容及びガイドラインを掲載しています。

墜落制止用器具 ガイドライン 検索



転倒予防・腰痛予防の取組

全業種での労働災害で最も多い転倒災害です。その増加抑止に向けたさまざまな対策を紹介しています。

転倒予防 腰痛予防 検索



STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。期間は令和5年5月1日から9月30日までです。



クールワークキャンペーン2023 検索

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

高齢労働者の労働災害を防止することを目的としたガイドラインが策定されています。



エイジフレンドリーガイドライン 検索

忘れてはならない災害の記憶

死亡災害事例をわかりやすく実際の写真とともに掲載しています。(一般社団法人東京建設業協会作成)

忘れてはならない災害の記憶 検索



メンタルヘルス対策

建設工事の現場等におけるメンタルヘルス対策の事例を紹介しています。(建設業労働災害防止協会ウェブサイト)

建設業 メンタルヘルス対策 検索

